

#### IV 人づくり・仕組みづくり

## 1【県産材利用促進】木の香る快適な公共施設等整備事業

## (1) 事業目的

公共建築物等木材利用促進法の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、環境にやさしく快適な空間を提供し、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち特に啓発効果の高い教育関連施設等の木造化や内装の木質化を支援する。

## (2) 実施内容

## ①木造化

(建築物を新築、増築又は改築するにあたり、主要構造に木材を使用する場合)

## ②内装木質化

(主要構造が木造以外の建築物を新築、増築、改築又は模様替えをするにあたり、内装に木材を使用する場合)

## ③木造施設の修復

(県が指定する伝統建築物の修復)

## (3) 補助対象施設

①延床面積が概ね 2,000 m<sup>2</sup>以上の教育関連施設(ただし、準耐火構造の規制を受ける施設は概ね 500 m<sup>2</sup>以上)、概ね 300 m<sup>2</sup>以上の福祉関連施設の木造化に対する補助

②延床面積が概ね 500 m<sup>2</sup>以上の教育関連施設、概ね 300 m<sup>2</sup>以上の福祉関連施設の内装木質化に対する補助

③延床面積が概ね 300 m<sup>2</sup>以上の県が指定する重要文化財及び有形民俗文化財の修復に対する補助

## (4) 県産材の使用基準等

## ①木造化

・木質部材の70%以上に「ぎふ証明材」を使用すること

・柱、梁などの主要構造材はすべてJAS製品又は「ぎふ性能表示材」を使用すること

## ②内装木質化

・延床面積の50%以上の内装(壁、床等)を木質化すること

・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること

・床、壁、天井のうち、2箇所以上を木質化すること

## ③木造施設の修復

・木材は原則として「ぎふ証明材」を使用すること

## (5) 事業量 (H29～33年度の5年間)

木造化・内装木質化・木造施設の修復 45施設

## (6) 事業主体

①、②市町村、学校法人、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等

③市町村

## (7) 補助率等

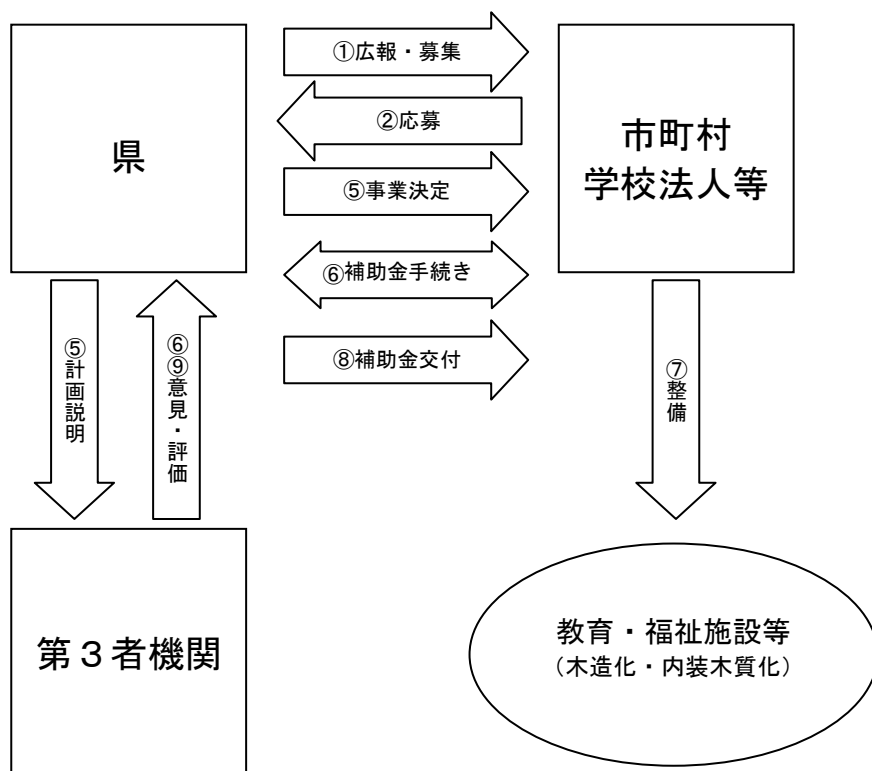
①17,000円/m<sup>2</sup>以内(上限30,000千円)

②10,000円/m<sup>2</sup>以内(上限30,000千円)

③事業費の1/2以内(上限50,000千円)

(8) 他の補助制度との併用  
国等の補助制度との併用は可能

(9) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 県産材流通課 販路拡大係 (内線3016)

## 2【県産材利用促進】ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

### (1) 事業目的

公共建築物等木材利用促進法の施行に基づき、公共施設における県産材利用をより一層促進するとともに、直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、公共施設のうち、特に啓発効果の高い教育関連施設等における木製の机、椅子等の導入を支援する。また、不特定多数の子育て世代が身近に利用する施設においても、子どもが木とふれあうことができるよう、児童館、図書館等に「木育ひろば」の開設を支援する。

### (2) 実施内容

#### ①ぎふの木で学校まるごと木製品導入事業

教育関連施設への学校等の机、椅子等の導入（原則、J I S 適合製品、若しくは J I S に準拠した試験に合格した製品。ただし、ロッカー、下駄箱等の「収納家具」は除く。）

#### ②木育ひろば設置事業

県から認定された「ぎふ木育ひろば」への県産材を使用した木製品（パーティション・置床等）の導入

### (3) 実施方法

①児童福祉施設、教育関連施設等における県産材を使用した木の机・椅子等の導入経費に対する補助

②「ぎふ木育ひろば」認定について計画承認を受けた施設におけるパーティション、置床等の導入経費に対する補助

### (4) 事業量（H29～33年度の5年間）

①6,000個

### (5) 事業主体

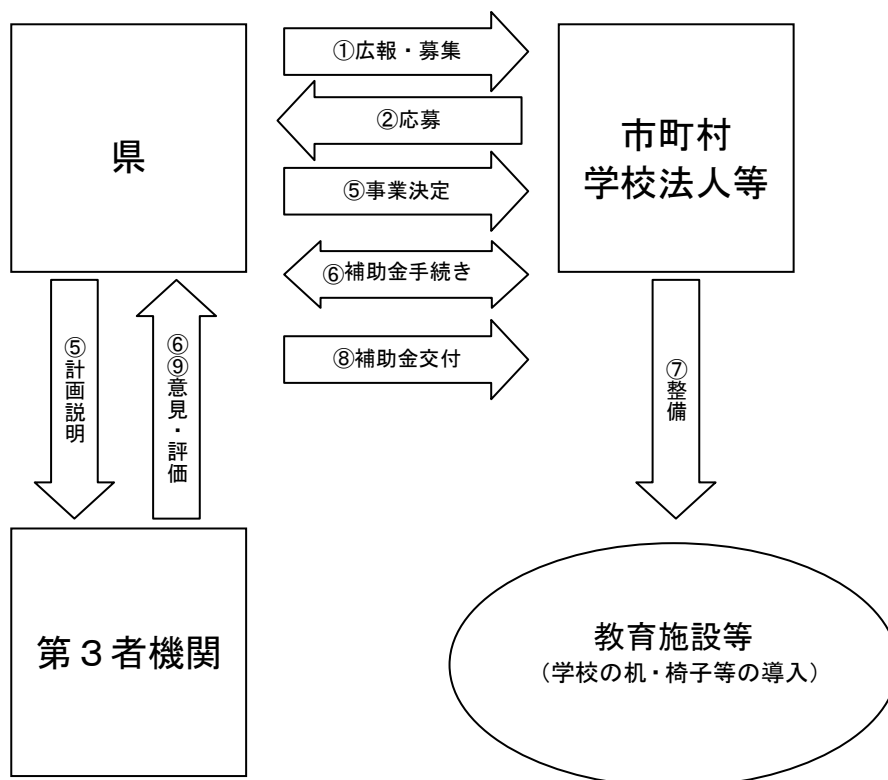
市町村、学校法人、社会福祉法人、子育て関連NPO法人 等

### (6) 補助率等

①購入費用の1/2以内（机・椅子については上限18千円/セット）

②購入費用の10/10以内（上限400千円）

(7) 事業フロー図 (イメージ)



担 当 : 林政部 県産材流通課 販路拡大係 (内線 3 0 1 6)

3【県産材利用促進】 県民協働による未利用材の搬出促進事業

(1) 事業目的

間伐等に伴い生じる林地残材等の未利用材を木質バイオマス資源として利用促進を図り、自然エネルギーによる環境にやさしい低炭素循環型社会の構築を目指すため、県民協働による未利用材の搬出を支援する。

(2) 実施内容

市町村・地域住民が一体となって取り組む未利用材の搬出

(3) 実施方法

市町村（間接補助事業者：地域で組織する協議会、NPO法人、バイオマス加工事業者等）

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

20,000t

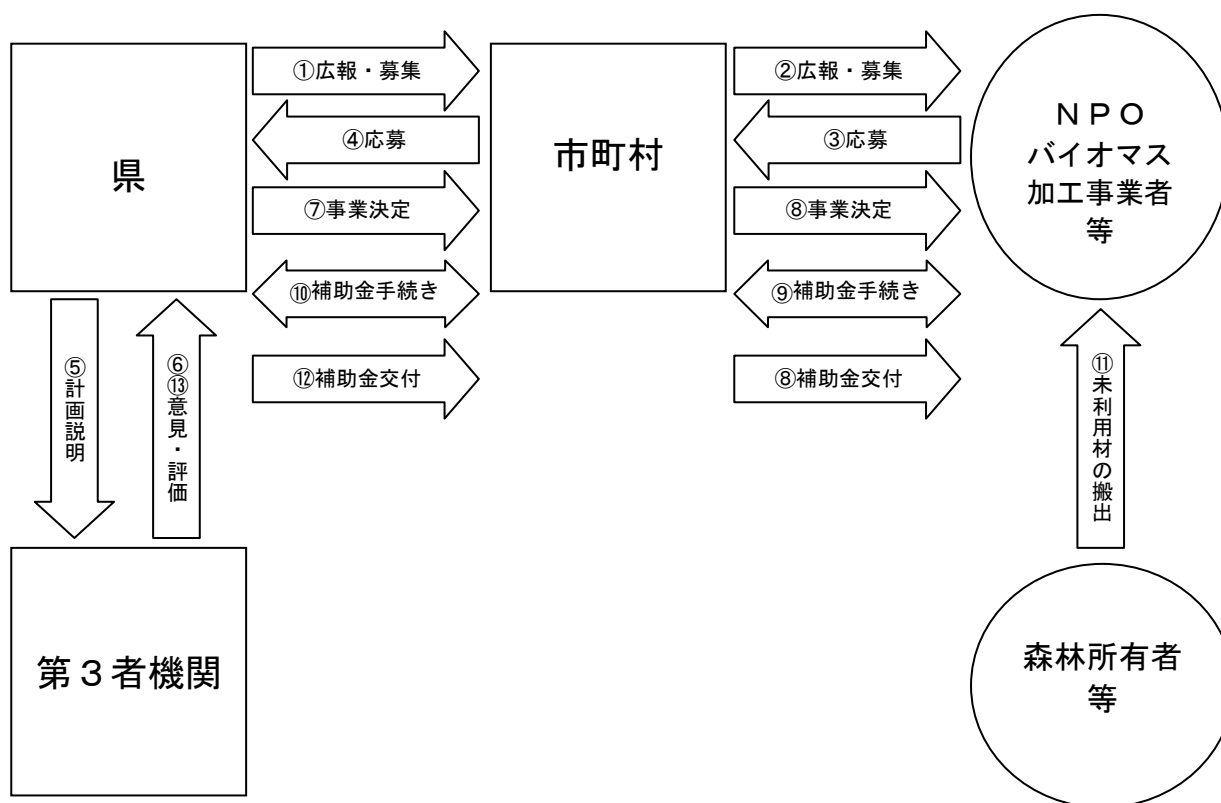
(5) 事業主体

市町村（間接補助事業者：NPO・バイオマス加工事業者等）

(6) 補助率等

市町村が助成する額の1/2以内 上限設定あり（1,500円/t）

(7) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 県産材流通課 資源活用係（内線3014）

4 【ぎふ木育推進事業】 ぎふ木育拠点整備等事業

ぎふ木育の取組み『木育拠点の整備』について(参考)

1. 目的

ぎふの豊かな森林の恵みを体感し、森林を守り育てる人材を育成するための教育である『ぎふ木育』を進めるため、「だれでも」「いつでも」ぎふの木を核とした「学び」「交流・連携」「創造」「発信」のサービスを楽しむことができる総合的な拠点を整備

2. 名称(案) 「(仮称)木のふれあい館」

3. 年間入場者数(目標) 3万人以上

4. 必要な施設(機能)

(1) 赤ちゃん木育ひろば(65m<sup>2</sup>): 0~2歳と保護者限定

- ・子どもが自由に、また保護者と遊ぶ。
- ・保護者は、安心して見守り、保護者同士で交流する。
- ・木育指導員等が、子どもを見守り、保護者へ遊び方等のアドバイスを行う。

(2) 木育ひろば(293m<sup>2</sup>): 3歳~保護者、大人

- ・子どもたちが空間(段差、大型遊具等)や、木のおもちゃを使って自由に遊ぶ。
- ・保護者・大人は、子どもと一緒に遊び、サポート。
- ・木育指導員等が、木のおもちゃでの遊び方を子ども等に教える。

(3) 木工室(67m<sup>2</sup>): 3歳以上、親子、研修者

- ・子どもや親子が、自然物(木、ドングリ、葉っぱ、枝)等を使って自由に造形。
- ・おもちゃ作家等が新たな木のおもちゃの制作・メンテナンスなどを実施。
- ・ぎふ木育等に関する研修を行う。

(4) ショップ(61m<sup>2</sup>)

- ・季節やイベントに合わせた企画展示(ギャラリー)。
- ・ぎふ木育、森のようちえん、里山づくり等に関する情報発信・交流の場

(5) その他

エントランス、授乳コーナー、休憩コーナー

5. 整備概要・スケジュール(案)

【整備予定地】

場所: 岐阜市学園町2丁目(ぎふ清流文化プラザ西)

建物延床面積: 836m<sup>2</sup>

【整備スケジュール】

H30年度	地質調査、修正設計
H30~31年度	新築工事、備品購入・設置
H32年度	供用開始

担当: 林政部 恵みの森づくり推進課(木育推進室) 木育拠点整備係(内線3035)

**5 【ぎふ木育推進事業】 ぎふの木育教材導入支援事業**

(1) 事業目的

直接、木を見て、触れることにより、木材利用や環境保全に対する理解を深めるため、木製学習教材の導入を支援する。

(2) 実施内容

環境学習に必要な木製学習教材等（木のおもちゃ、木材加工キット等）の導入

(3) 実施方法

幼稚園、小中学校、児童福祉施設等におけるぎふ証明材を使用した木製学習教材の導入に対する補助

(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

300施設

(5) 事業主体

市町村、学校法人、社会福祉法人、NPO法人、医療法人 等

(6) 補助率等

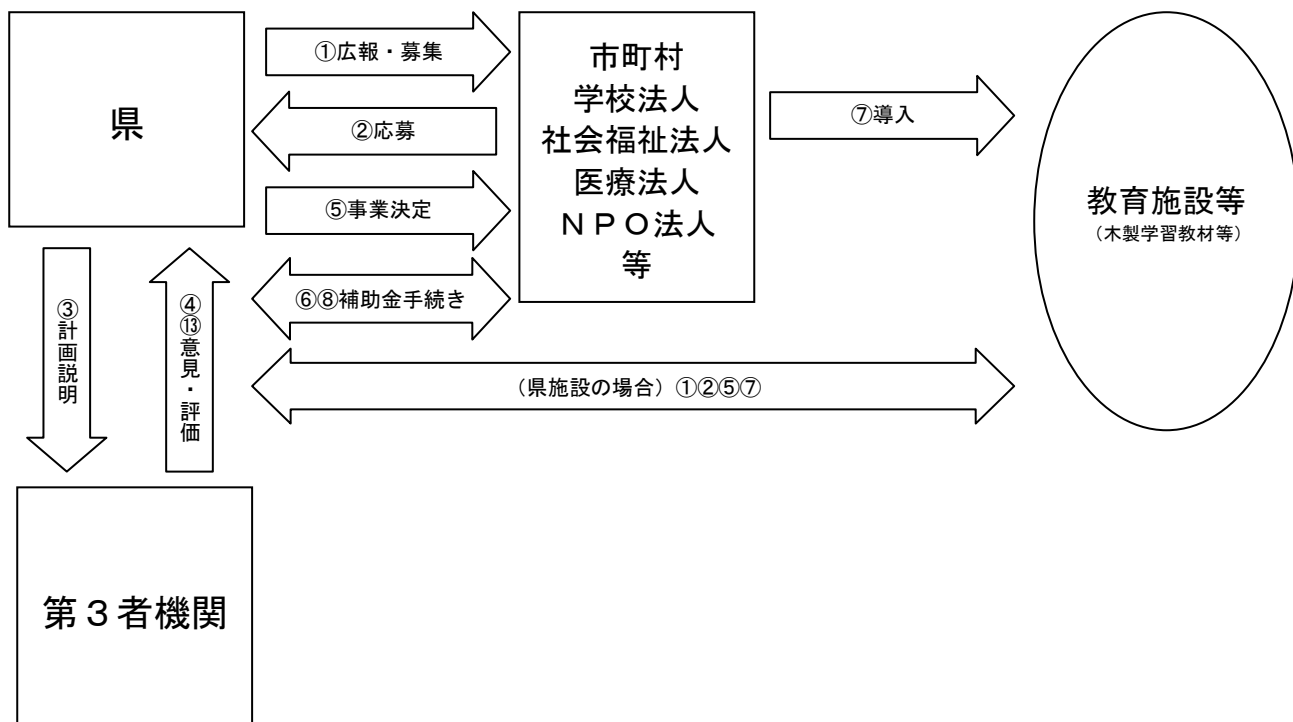
購入費用の1/2以内

※ぎふ木育教室を実施する場合は、購入費用が20千円以下の部分は10/10以内。  
20千円を超える部分は1/2以内の額（上限100千円）

※「ぎふ木育ひろば」の事業計画承認を受けた施設は10/10以内（上限100千円）

※「ぎふ木育ひろば地域支援拠点」の事業計画承認を受けた施設は10/10以内（上限200千円）

(7) 事業フロー図（イメージ）





## 6 【ぎふ木育推進事業】 森と木と水の環境教育推進事業

### (1) 事業目的

子どもたちを対象に、ぎふの豊かな自然（森・川・里山など）の持つ様々な公益的機能やそれらの保全に関する正しい知識の提供、森・川・海のつながりを実感するためのフィールドを活かした環境教育、木に触れ合うことを通じて自然に親しむ体験活動などの実施に対し支援し、将来の清流の国ぎふを担う人づくりを推進する。

### (2) 対象地域

岐阜県内の学校、保育園（所）、幼稚園、児童館等の教育・保育関係施設  
県民参加型のイベント会場

### (3) 実施内容

- ①森・川・海・里山に関する環境教育活動  
（例：座学による環境教育、森、川、海、里山（田畑等も含む）での環境教育等）
- ②森林・河川・海辺・里山保全活動  
（例：植樹、下草刈り、除伐等の森林整備体験、河川清掃活動、里山の生き物調査等）
- ③木育活動  
（例：木のおもちゃ遊び、木育教室等）

### (4) 実施方法

実施団体への活動費の助成、県執行または補助事業

### (5) 補助率等（緑と水の子ども会議 学校提案）

10/10以内の額  
ただし、1校あたり10事業以内（1事業あたり150千円を上限）とし、総事業費500千円を上限とする。

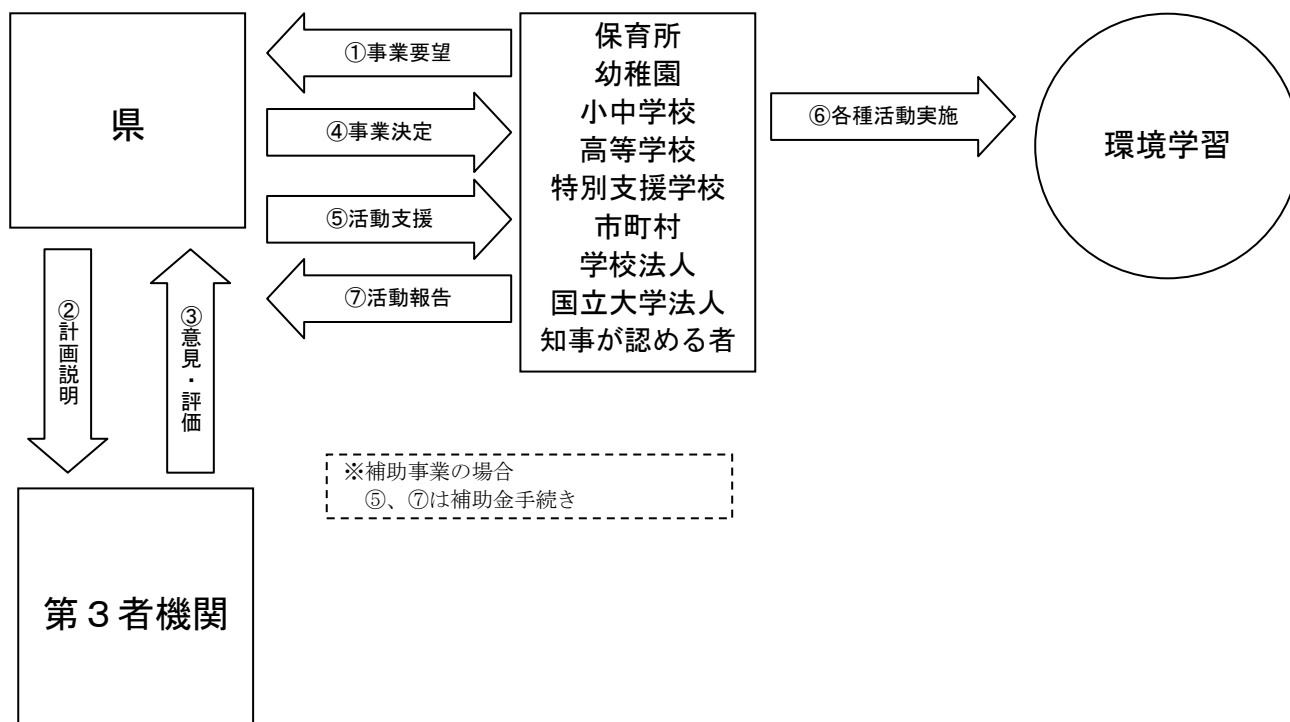
### (6) 事業量（H29～33年度の5年間）

6,700人（100人×5年間）

### (7) 事業主体

県（小・中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、高等学校、特別支援学校、保育所（園）、幼稚園、市町村、学校法人、国立大学法人、その他知事が認める者）

(8) 事業フロー図 (イメージ)



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課（木育推進室） 木育推進係（内線3035）

7 清流の国ぎふ森林・環境税事業推進事業

(1) 事業目的

森林・環境税による各種事業の概要や事業過程、達成状況などを県民に周知するための広報を実施するとともに、地域の歴史・文化、森・川・海のつながり、清流の大切さを学び、未来へ伝えていくための県民向けの普及啓発事業を実施する。また、県民意見の反映や事業過程の透明性を確保するため、外部有識者や県民の代表者等を構成員とする第3者機関を設置し、使途事業への意見や提案、事業実施後の評価を行う。

(2) 実施内容

- ①清流の国ぎふ森林・環境税事業の広報PR
  - ・情報媒体を活用した本事業の広報PR
  - ・広報PR及び事業成果報告に関する冊子類の作成、配布 等
- ②清流の国ぎふ森林・環境基金事業評価審議会事業
  - ・各種支援事業の審査、推薦
  - ・森林環境税による事業の実績の評価
  - ・森林環境税による事業についての提言
  - ・その他必要な事項

(3) 実施方法

- ①清流の国ぎふ森林環境税事業の広報PR
  - ・県担当課で実施
- ②清流の国ぎふ森林・環境税事業評価審議会事業
  - ・委員は、学識経験者その他の適当であると認められる者から知事が委嘱
  - ・委員会に委員長と副委員長を置き、委員会の会議は県担当部長の要請により開催

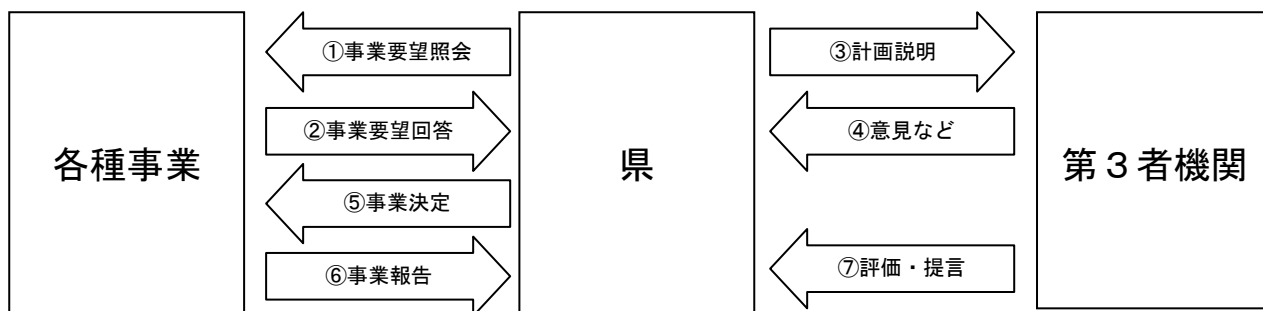
(4) 事業量（H29～33年度の5年間）

- ①別途定める広報PR計画による
- ②15回程度開催（年3回程度開催）

(5) 事業主体

県

(6) 事業フロー図（イメージ）



担 当：林政部 恵みの森づくり推進課 恵みの森づくり係（内線3029）

## 8 上流域と下流域の交流事業

### (1) 事業目的

上下流域の地域住民が、流域を辿りながら行う環境学習や環境保全活動を通じて交流し、相互の自然環境などに理解を深めることで森・里・川・海が一体となった環境保全意識を醸成し、環境保全活動を担う人材を育成する。

また、自然環境やその保全についての知識や経験が豊富な環境保全団体や環境教育団体等が連携することによって、団体の活性化を促し、県内における自然体験活動を通じた環境教育の普及・定着を図る。

### (2) 実施内容

#### ① 上下流交流ツアーの実施

県内5流域（長良川、揖斐川、木曾川・飛騨川、土岐川・矢作川、宮川・庄川）の流域を辿りながら森・里・川・海を目的地としたツアーを造成し、流域沿いの経由地や目的地などにおいて、上下流域から参加した地域住民が、それぞれのフィールドで活動する環境保全団体等の指導のもと、環境学習や自然体験、環境保全活動などを行う。

#### ② 連携会議の開催

環境保全団体、環境教育団体等の関係団体による情報交換、専門家への意見聴取等、関係機関が自然体験活動を通じた環境教育を推進するための連携する機会を提供する。

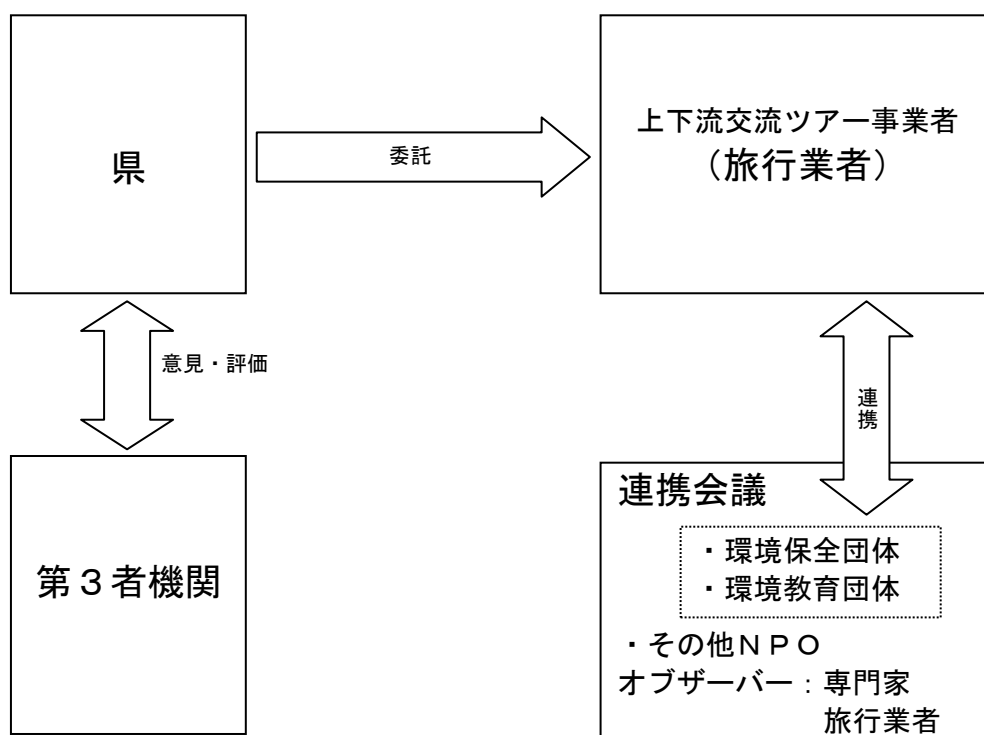
### (3) 事業量（H29～33年度の各年）

- ① 上下流交流ツアー 年間15回
- ② 連携会議 年間1回

### (4) 実施主体

県

### (5) 事業フロー図（イメージ）



担 当：環境生活部 環境企画課 環境教育係（内線2697）

## 9 生物多様性に配慮した地域づくり普及推進事業

### (1) 事業目的

県民、企業、市町村、民間団体等の各主体が、それぞれの立場で生物多様性の保全について考え、その保全に配慮した行動をするための契機となる啓発活動を行う。

また、木曽川のイタセンパラ（「種の保存法」の国内希少野生動植物種、「文化財保護法」の天然記念物）は、平成19年に生息が確認され、国土交通省が域内保全対策として木曽川河川区域内のワンドでの生息環境整備を進めている。しかし、同区域内ではブラックバス等の魚食性外来魚の生息も確認されており、年々生息数・生息域が減少する危機的状況にある。そのため、県は環境省と協定を締結し、木曽川固有の遺伝子を持つ極めて希少なイタセンパラを生息域外で保全してきた。

県民、企業、市町村、民間団体等多様な主体がイタセンパラの保護活動等の実際を学ぶことにより、生物多様性の重要性を実感し、生物多様性の保全・再生について行動していく社会づくりを目指す。

### (2) 対象地域

県下全域

### (3) 実施内容

生物多様性に関するシンポジウム等を開催し、住民や行政等の各主体が生物多様性の保全に取り組む研究者や他の行政担当者の講演等を聴取することで、それぞれにできることを考える・実行するための契機とする。

イタセンパラについては、生息域外保全により生産される個体を利用した生物多様性の重要性の啓発を行っていく。

木曽川に生息するイタセンパラの域外保全（※）は、繁殖技術の開発と遺伝的多様性の維持を目的に野生復帰を目指して継続するとともに、毎年生産される生体を利用して展示活用を図り、生物多様性の保全再生に関する県民の意識を醸成する。

県民に、外来生物リポーターへの参加の呼び掛け、外来生物の生息情報収集と公開などを通して、生物多様性保全の重要性を理解して頂く。

（※域外保全…生息する河川から取り出し、外部の施設において安定的に増殖させること。）

### (4) 実施方法

- ① 生物多様性に配慮した地域づくりシンポジウム等の開催
- ② イタセンパラ等の生息域外保全、成果の展示等
- ③ 外来生物の情報収集・公開等

### (5) 事業量（H29～33年度の5年間）

講演・展示等による生物多様性保全の普及啓発活動 各年度6回

### (6) 事業主体

県

担 当：環境生活部 環境企画課 生物多様性係（内線2701）